

平成 28 年度
松阪市ホームページリニューアル
業務委託プロポーザル実施要領



平成 2 8 年 6 月
松 阪 市

1. 業務の概要

(1) 業務目的

情報化社会が進展する中、市民生活においてインターネットは必要不可欠なものとなり、松阪市においてもホームページは情報の総合窓口としての役割を果たしていかなければならない。平成 23 年度には、情報管理を細分化し、迅速な情報発信を目的とした CMS を導入し、高齢者や障がい者、一時的に障がいのある人などがホームページを利用しやすくするための指針「JIS X8341-3:2010」に準拠し、閲覧者の利便性を高めるためにホームページを刷新した。しかし、前回の更新から 5 年が経過しつつある今、スマートフォンやタブレットパソコンの爆発的な普及、災害時のインターネットを活用した情報発信の必要性が高まり、使いやすさの向上を図るための情報整理やデザインの変更などが必要となっており、これらの課題を解決するため、ホームページの更新を行う。

(2) 基本方針

本業務において、特に下記の方針に注力してシステム構築を行う。

(Ⅰ) 松阪らしさのある、情報を得やすいホームページにするためのデザイン改革

市民や業者など、利用者ごとに必要とされる情報は異なり、現在のホームページにおいては、その情報へのたどり着き易さへの配慮が十分でなく、また、市民以外に市の魅力を発信するという面においても、PR 不足の感は否めない。今回の更新においては、市のイメージや魅力が伝わりやすい「市の顔」となるデザインとするとともに、主な閲覧者である市民が使いやすく、市民参画を促進するという目線で、トップページ・ジャンル・サブサイトを再構成する。

(Ⅱ) パソコン版・スマートフォン版ホームページのデザイン連動

ブラウザのウインドウの大きさ（解像度）に合わせて、パソコン版とスマートフォン版ホームページのデザインが切り替わるなど、パソコン版とスマートフォン版ホームページの使いやすさの向上や見栄えに統一感をもたせる。

(Ⅲ) 安定的なホームページ運用と災害等緊急時の円滑な情報発信

自然災害、サイバー攻撃など、あらゆる防災・セキュリティ対策を施したデータセンター等にサーバを置き、常に安定したホームページの環境を確保する。また、災害発生時などの緊急事態には、通常のトップページから緊急用トップページへの切り替え、J アラートと連携した情報の自動送出、Twitter 等 SNS と連携した情報表示など、迅速かつ確実に緊急情報を提供できるシステムを構築する。

(Ⅳ) スムーズなデータ移行とアクセシビリティの向上

現在のコンテンツをスムーズに移行すると共に、移行後には JIS X8341-3:2016 における達成基準 A に準拠し、さらに、等級 AA、AAA にレベルアップしていくことができるホームページ及びその仕組みを構築する。また、今後施行されるアクセシビリティ関連法規にも適切に対応する。

(Ⅴ) 情報発信技術の向上と職員に対する CMS 研修の実施

導入前及び運用中とも、職員が CMS の使い方や効果的な情報発信、また、アクセシビリティに配慮したコンテンツの作成などについて定期的に学ぶ機会を設け、情報発信技術の向上を図る。

(3) 業務名称

松阪市ホームページリニューアル業務委託

(4) 業務内容

各作業は業務目的及び基本方針に基づき、全て受託者が実施すること。市は方針の指示及び作業結果を確認する。下記作業以外にもホームページ構築に伴い必要と思われる作業については協議を行い、基本的に受託者が行うこと。またホームページが円滑な運用を継続できるよう、必要な助言・提案を行うこと。なお、詳細は別紙「業務委託仕様書」のとおりとする。

(5) 予定契約（履行）期間

このプロポーザルは、以下の2つの業務を含む総称の業務名称であり、実際の契約は「松阪市ホームページリニューアル業務委託契約」及び「松阪市ホームページ保守管理委託契約」の2契約を締結するものとする。

(I) 松阪市ホームページリニューアル業務委託契約

期間：契約日から平成29年1月31日まで

(II) 松阪市ホームページ保守管理委託契約

期間：平成29年2月1日から平成34年1月31日まで（60ヶ月）

(6) 提案上限額について

当該業務に係る提案額の上限額は、以下のとおり。

(I) 松阪市ホームページリニューアル業務委託業務

13,210,560円（税込）

(II) 松阪市ホームページ保守管理委託業務（60ヶ月）

303,199円（税込）/月額

(7) 担当所轄課

経営企画部 情報企画課 広報広聴係

2. 参加資格条件

(1) 公募条件

本プロポーザルに参加する者は、ホームページのCMS導入及びデザイン業務に係る業務委託の趣旨を理解し、次の事項をすべて満たしていなければならない。なお、複数の事業者の共同提案による参加も可能とするが、この場合、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は提案者の責任において行うものとする。

(I) 松阪市契約規則（平成17年1月1日規則第64号）第5条の規定による一般競争入札有資格者名簿（34-80 管理・保守 情報システムまたは37 情報処理）に登録があること。ただし、共同提案者は、この限りではない。

(II) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4に該当しないこと。

(III) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づく会社更生手続き開始若しくは更生手続き開始の申し立てがなされている場合、又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

(IV) 松阪市建設工事等指名措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(V) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(VI) 提案者、又は共同提案者において、過去5年間（平成23年4月1日から平成28年6月1日まで）にホームページ構築業務（リニューアル含む）の受託実績を5件以上有していること。

ただし、発注機関は国又は地方公共団体の業務とする。なお、同要件を満たすことが確認できるもの（契約書の抜粋の複写等）を提出すること。

（Ⅶ）単独で参加する提案者及び共同提案で参加するいずれの事業者も、この業務で他の共同提案の参加者となることはできない。

3. 選定条件・審査方法等

（１）公募型プロポーザル方式（提出物の審査及び見積価格を勘案の上、総合的に選定）

松阪市が別に定める委員により組織された「松阪市ホームページリニューアル業務審査会（以下「審査会」という。）が、本書「6. 業務事業者選定基準」に基づいて校正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を契約の相手方として選考する。企画提案が１社のみの場合であっても、１次及び２次審査は実施する。

（２）審査内容・スケジュール

・１次審査（書類審査）

提出物について審査会で採点し、複数社からの提案があった場合３社程度に絞る。審査結果は１次審査参加者全員に郵送し、合わせて１次審査通過業者には、２次審査実施の日時及び場所等の詳細についても通知する。

６月２３日（木）１３時３０分～（予定）

開催場所：松阪市役所 ５階特別会議室（予定）

・２次審査（プレゼンテーション審査）

６月２９日（水）１３時～（予定）

開催場所：松阪市役所 ５階特別会議室（予定）

提出物及びプレゼンテーションで審査を行う。１社あたりプレゼンテーション時間は３０分、質疑応答時間は１５分とする。（審査の順番は抽選により決定し、別途通知する。）２次審査で使用するスクリーンは松阪市が準備するが、パソコン等の必要な機材は提案者側で用意する。なお、事業者の出席人数は３人以内とすること。

（３）評価点が同点となった場合の取り扱い以下の順で点数の高い者を契約候補者とする。

（Ⅰ）企画提案評価点の点数が高い者

（Ⅱ）企画提案評価点及びCMS機能等要件評価点の合計点数が高い者

（Ⅲ）以上においても同点の場合は、くじにより契約候補者を決定する。

（４）審査結果の通知等

評価の結果は、すべての参加者に対して書面で通知する。

4. 参加申請及び提出方法

（１）参加申請について

参加申請に関する必要書類、提出方法については以下のとおり。

（Ⅰ）必要書類

①参加申込書（様式第１号）

１部

②ホームページ管理業務受託実績書（様式第２号）

１部

（Ⅱ）提出方法

（Ⅰ）の書類を「9. 問い合わせ・申し込み先」に記述の提出先へ直接持参または郵送（書留郵便のみ）、または宅配便で送付すること。なお、郵送又は宅配便の場合は、事前に広報広聴係まで電話連絡すること。

（Ⅲ）参加申請受付期間

6 月 15 日（水）17:00 必着

（Ⅳ）参加資格審査結果について

6 月 16 日（木）発送で、参加申請の提出のあった全員に審査結果を郵送する。

（2）記入上の注意事項

（Ⅰ）記載が 2 ページ以上の場合は、必ず両面印刷とすること。

（Ⅱ）本文は 12pt 以上を基本とすること。

（Ⅲ）参加申請について質問事項がある場合は、「質問書（様式第 10 号）」に入力の上、6 月 9 日（木）17 時までに「9. 問い合わせ・申し込み先」に記述の電子メールアドレスに添付し、メール件名を「松阪市ホームページリニューアル業務に関する質問」として送信すること。また、送信時には受信確認を電話連絡すること。

（Ⅳ）質問に対する回答は松阪市ホームページに平成 28 年 6 月 13 日（月）中に掲載する。

5. 提案書等の提出

（1）必要書類について

必要書類及び提出方法については以下の通り。

（Ⅰ）必要書類

①企画提案書表紙（様式第 3 号）	10 部
②企画提案書（自由様式）	10 部
③業務工程表（様式第 4 号）	10 部
④業務実施体制調書（様式第 5 号）	10 部
⑤必須条件確認書（様式第 6 号）	1 部
⑥CMS 機能等要件調査表（様式第 7 号）	1 部
⑦CMS 機能等調査票における代替え案の概要（様式第 8 号）	1 部
⑧見積書（様式第 9 号）	1 部
⑨電子データ（CD-R）	1 枚

（Ⅱ）提出方法

（Ⅰ）の書類を「9. 問い合わせ・申し込み先」に記述の提出先へ直接持参または郵送（書留郵便のみ）、又は宅配便で送付すること。なお、郵送又は宅配便の場合は、事前に広報広聴係まで電話連絡すること。

（Ⅲ）提出締め切り日時

6 月 22 日（水）17:00 必着

（2）記入上の注意事項

（Ⅰ）具体的な内容・作成要領については別紙「提案書等の作成要領」を参照すること。

- (Ⅱ) 上記①～④の書類は、順番のとおりに紐等で綴じること。
- (Ⅲ) 見積書は封筒に入れ、封滅（封の糊付け）し、封筒の繋ぎ目に封印（押印）すること。印は松阪市の競争入札参加資格者登録に使用した印鑑とすること。
- (Ⅳ) 上記①～⑦の内容を電子データに出力した CD-R を 1 枚提出すること。
- (Ⅴ) 提出書類について質問事項がある場合は、「質問書（様式第 10 号）」に入力の上、6 月 9 日（木）17 時までに「9. 問い合わせ・申し込み先」に記述の提出先へ電子メールアドレスにデータを添付し、メール件名を「松阪市ホームページリニューアル業務に関する質問」として送信すること。また、送信時には受信確認を電話連絡すること。
- (Ⅵ) 質問に対する回答は松阪市ホームページに平成 28 年 6 月 13 日（月）中に掲載する。

6. 業務事業者選定基準

本プロポーザルの業務事業者選定基準は以下の審査項目・配点とする。

- (1) 1 次審査…書類のみで評価を行う。

- (Ⅰ) 評価対象

業務実施体制調書、業務工程表、企画提案書、CMS 機能等要件調査表

- (Ⅱ) 評価方法（90 点満点）

適任性及び業務工程評価点（配点：5 点）

- ・本業務に求める人員体制が整っているか。
- ・本業務遂行における業務工程が整理されているか。

企画提案評価点（配点：50 点）

- ・業務目的の実践方法と取り組みの内容が明確で、松阪市の目的に沿ったものか。
- ・基本方針の実践方法と取り組みの内容が明確で、松阪市の方針に沿ったものか。
- ・ソフトウェア及びホームページの保守、電話対応が松阪市の希望に沿ったものか。
- ・独自提案が目的及び基本方針に沿ったもので、内容が明確かつ実現可能なものか。

CMS 機能等要件評価点（配点：35 点）

- (2) 2 次審査…書類及び新ホームページ管理画面、新ホームページイメージ及びプレゼンテーション等で評価を行う。

- (Ⅰ) 評価対象

業務実施体制調書、業務工程表、企画提案書、CMS 機能等要件調査表、見積書
プレゼンテーションデモ

- (Ⅱ) 評価方法（100 点満点）

適任性及び業務工程評価点（配点：5 点）

企画提案評価点（配点：50 点）

- ・1 次審査内容に加えて、新ホームページ管理画面、新ホームページイメージ及びプレゼンテーションが松阪市の目的、方針、希望に沿い、説明が明確かつ実現可能なものか。

CMS 機能等要件評価点（配点：35 点）

見積書評価点（配点：10 点）

- (3) 注意事項

- ・適任性及び業務工程評価、企画提案評価、見積書評価は加点方式、CMS 機能等要件評価につ

いては減点方式で採点を行う。

- ・適任性及び業務工程評価点、CMS 機能等要件評価点は 1 次審査と 2 次審査で点数が変更されない。
- ・ 1 次審査の点数は、2 次審査に加点されない。

7. 事業スケジュール

募集要項の公告日	平成 28 年 6 月 1 日（水）
参加申請及び各要綱の質問提出期限	平成 28 年 6 月 9 日（木）17:00 必着
参加申請及び各要綱の質問に対する回答期限	平成 28 年 6 月 13 日（月）
参加申請書の提出期限	平成 28 年 6 月 15 日（水）17:00 必着
参加資格審査結果の通知日	平成 28 年 6 月 16 日（木）
企画提案書及び提案見積書等の提出期限	平成 28 年 6 月 22 日（水）17:00 必着
一次審査実施	平成 28 年 6 月 23 日（木）
一次審査結果の通知日	平成 28 年 6 月 24 日（金）
二次審査実施	平成 28 年 6 月 29 日（水）
最優秀提案者の決定	平成 28 年 6 月 30 日（木）
業務委託契約の締結	平成 28 年 7 月初旬

※最優秀提案者となった事業者は速やかに本市と契約に関する詳細な打ち合わせを実施し、契約についての協議を行う。なお、最優秀提案者との契約締結交渉が不調に終わった場合は、次点の提案者と契約締結の交渉を行う。

8. その他

（1）プロポーザル実施要領等の承諾

参加希望業者は、参加申請書の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

（2）失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となる。

- ・ 期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 審査会委員に対して、直接、間接問わず接触を求めた場合または接触した場合
- ・ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ・ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

（3）著作権・特許権

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいた保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて提案者が負うものとする。

（4）複数提案の禁止

提案者は、複数の提案書の提出はできない。

(5) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、松阪市が提出を求めた場合はこの限りではない。

(6) 返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(7) 費用負担

企画提案書の作成、提出、プレゼンテーション参加等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

(8) 使用言語及び単位は日本語とし、通貨単位は円とする。

(9) 本要項に定める事項の他、必要な事項については、別途市が定めるものとする。

9. 問い合わせ・申し込み先

松阪市役所 経営企画部 情報企画課 広報広聴係

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1

TEL 0598-53-4312 FAX 0598-22-1119

Email kouhou@city.matsusaka.mie.jp